

ID: 174

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	団体登録の承認の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	エコプラザ西東京条例施行規則 第6条第1項		
例 規 番 号	平成20年規則第20号		
【根拠条文】 (団体登録の承認の取消し) 第6条 市長は、登録団体が登録要件に該当しなくなったとき、又は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、団体登録の承認を取り消すことができる。 (1) エコプラザ西東京の施設(以下「施設」という。)を不正に利用したとき。 (2) 利用を承認された条例第7条に規定する有料施設(以下「有料施設」という。)を無断で利用しなかったとき、又は同条第1号に規定する活動以外の活動で利用したとき。 (3) 施設の管理上著しく支障があるとき。 2 市長は、前項の規定により団体登録の承認を取り消すときは、当該団体登録の承認を取り消されるものに対し、エコプラザ西東京団体登録取消し通知書(様式第4号)により通知するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日